

桂川町告示第115号

平成30年第5回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年11月27日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 平成30年12月10日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○12月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第5回(定例)桂川町議会会議録(第1日)

平成30年12月10日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議会広報委員長報告
- (1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第5 常任委員会委員の選任
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 同意第6号 桂川町教育委員会教育長の任命
- 日程第8 議案第28号 ふくおか県央環境広域施設組合の設立
- 日程第9 議案第29号 飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更
- 日程第10 議案第30号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散
- 日程第11 議案第31号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分
- 日程第12 議案第32号 基本協定書の締結
- 日程第13 議案第33号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第14 議案第34号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第35号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第36号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第37号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第38号 平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 報告第6号 貸付金の支払請求に伴う訴えの提起(専決処分)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議会広報委員長報告

(1) 議会広報の編集及び発行について

- 日程第5 常任委員会委員の選任
日程第6 議会運営委員会委員の選任
日程第7 同意第6号 桂川町教育委員会教育長の任命
日程第8 議案第28号 ふくおか県央環境広域施設組合の設立
日程第9 議案第29号 飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更
日程第10 議案第30号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散
日程第11 議案第31号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分
日程第12 議案第32号 基本協定書の締結
日程第13 議案第33号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第14 議案第34号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
日程第15 議案第35号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
日程第16 議案第36号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第17 議案第37号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第18 議案第38号 平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第19 報告第6号 貸付金の支払請求に伴う訴えの提起(専決処分)

出席議員(10名)

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	瓜生 郁義君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	古野 博文君
学校教育課長	北原 義識君	社会教育課長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	原田 紀昭君		

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、平成30年第5回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 議席の指定

○議長（原中 政廣君） 議席の指定を行います。

今回、当選された竹本慶吉君の議席は、会議規則第4条の規定によって9番に指定します。

日程第2. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、青柳久善君、3番、柴田正彦君を指名します。

日程第3. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月17日までの8日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 皆さん、おはようございます。

早いもので、ことしも残すところ20日余りになりました。

10月28日に執行されました桂川町長選挙及び桂川町議会議員一般選挙の後、11月22日に臨時議会を開催し、新しい議会の体制ができたところでしたが、御存じのように、11月28日に藤川正恭議員が突然御逝去されました。まことに残念でありませんが、氏の御意思を大切に思い、桂川町の発展のために努力精進したいと改めて気を引き締めているところでございます。

なお、桂川町選挙管理委員会から、12月7日付で繰上補充に伴う当選人、竹本慶吉議員への当選証書の付与について報告がありましたことを御報告いたします。

さて、本日は、平成30年第5回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御臨席を賜り心から感謝申し上げます。

本定例会は、改選後、初めての定例会でございます。

私自身、町民の皆様への負託に応え、4年間の任期を全うすべく、誠心誠意、全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明します。

初めに、平成26年4月から4年8カ月にわたり、本町の教育長として教育行政に御尽力いただきました瓜生郁義教育長の任期が12月17日をもって満了となることから退任の申し出がありました。

残念な思いもありますが、後ほど改めて、その後任の人事案件について御提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、桂川町、飯塚市、嘉麻市で構成します定住自立圏構想については、ことしの8月に11分野21項目の具体的な成果目標・事業費等を示した「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」が策定され、10月から新規項目についても取り組みが開始されているところです。

次に、県事業で取り組んでいただいています県道豆田稲築線の嘉穂総合高校から役場横交差点までの道路新設工事については、平成32年の完成に向けて順調に進捗しているという報告を受けています。また、泉河内川に新しくかかる橋の名前を募集しているところでございます。

なお、現在、建設工事中の桂川町商工会館につきましては、今月中に完成し、来年の1月26日に落成式が予定されています。

次に、本町の都市計画道路シカヤ飯塚牟田線、つまり国道200号線の諫山医院付近から九郎丸区、役場前を通って嘉穂総合高校、そして、旧上山田線につながる道路については、道路計画

を変更する必要が生じたので、現在その変更手続を行っています。

具体的には、国道200号線から桂川町役場横信号機までの約1,220mの区間について優先して取り組んでいます。

このことは、町道山崎上深町線いわゆる桂川駅南側道路の整備に伴い、国道200号交差点の取り付け位置が現計画ではクランク形状になることから、約500mの区間について路線変更を行うことと、平成28年に歩行者・自転車道をそれぞれ歩行者、自転車の通行帯へと分離することが国のガイドラインで定められたことから、幅員形態を見直すもので、本年度末に変更手続を完了する予定でございます。

次に、地域商社いいバイ桂川は、地元農家の農産物の販売を初め、桂川とれたて村や嘉穂総合高校、桂川町食生活改善推進会等、多くの団体と連携し地方創生総合戦略に掲げる事業を推進する取り組みを進めています。

ことしは、ゆのうら体験の杜のオープンに伴い、小・中学校のセカンドスクール事業や農業6次産業化を支援するとともに、農家支援セミナー、若者対象セミナー等を実施したところです。

次に、7月の豪雨による災害復旧の取り組み状況について報告いたします。

国の補助対象事業で実施する災害箇所は、町道3カ所、農地8カ所、ため池2カ所、農業用水路11カ所、農道7カ所の合計31カ所です。また、町の単独事業で行う箇所は、農地等を中心に40カ所程度を想定しております。

災害復旧工事に対する進捗状況は、被災直後の応急工事及び工事に係る測量設計が完了し、国の災害査定が終了しましたので、本格的な復旧工事を随時発注しているところでございます。

工事の発注の際は、道路や農業用施設を優先し、できるだけ早い時期に復旧工事が完成するよう努力してまいります。

次に、町道山崎上深町線、いわゆる桂川駅南側道路は、事業着手から7年目となる今年度に全線完成する予定です。また、道路の沿線の防災調整池についても完了します。これらの事業に御理解、御協力をいただきました地権者の皆様に初め、地域の方々や関係各位に心から感謝申し上げます。

次に、JR桂川駅舎改築及び自由通路設置にかかわる設計等業務については、平成29年10月23日付で、本町と九州旅客鉄道株式会社において基本協定を締結し、今般、設計業務が終了したところです。

このことを受けまして、桂川駅自由通路等整備工事の施行について、基本協定を締結する必要が生じたので、本年11月31日付で仮協定を締結いたしました。

工事箇所がJR鉄道敷地内であるため、協定の相手方は九州旅客鉄道株式会社となります。本定例会に議案として提案していますので、よろしく願いいたします。

なお、町議会の議決を経るまでは仮協定とし、議決後、本協定として成立するものでございます。

工事に要する費用総額は11億7,151万1,000円で、約50%が国の補助あるいはJRの負担になります。工事の施行期間は、本協定の日から平成32年度までとし、供用開始日は本町と九州旅客鉄道株式会社が協議の上決定するとしています。

本事業は、本町の将来にとってぜひとも必要な事業でありますので、議員各位の御理解をよろしくお願いいたします。

次に、町営住宅二反田団地A棟及び集会所の建築工事が本年11月に完了しましたので、落成式を13日の午前9時から計画しています。定例会の会期中ですが、御臨席くださいますようお願いいたします。

なお、A棟への移転入居の対象となっている二反田団地にお住まいの方々については、年内に引っ越しに係る事務手続を進め、来年初めから3月までの間に引っ越しをしていただく予定です。

また、公営住宅法の一部改正に伴い桂川町営住宅条例の一部改正について提案していますのでよろしくお願いいたします。

次に、本年の3月議会において制定しました桂川町債権管理条例に基づき、10月17日付で、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金の支払い請求に伴う訴えの提起を専決処分しましたので、御報告いたします。

次に、「環境施設等広域化に関する任意協議会」につきましては、平成29年4月から、財政負担の軽減、環境負荷の低減を図ることを目的として「飯塚市・桂川町衛生施設組合とふくおか中央環境施設組合の統合に関すること」と、「飯塚市及び嘉麻市の直営環境施設等を統合後の一部事務組合への移管に関すること」を協議事項とし、その運営方針や規約内容等について協議を進めてまいりました。

この間、任意協議会を12回、議会の全員協議会を2回、幹事会を20回開催したところです。その結果、91の協議項目全ての協議が整いましたので、本定例会に既存の一部事務組合を統合して新たな一部事務組合を設立するための関連議案を提案していますので、よろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険における特定健診については、医療機関が保有している検査データを特定健診データとして収集・集約を行う「特定健診未受診者の医療情報収集事業」を今月から実施いたします。

特定健診未受診者でレセプトに特定健診の基本検査項目を満たす方々に個人通知を行い、同意が得られた方から検査結果等の情報提供をいただくことで、かかりつけ医と連携した重症化予防、保健指導等の充実、特定健診受診率向上を目指すものです。

今後とも、住民の健康増進と医療費適正化の取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、小中学校のエアコンの設置については、国の交付金の内定が12月4日付でありました。本町の内定額は3,728万2,000円であります。なお、今後は、具体的な交付申請等の事務手続を行ってまいります。

次に、浄水場の施設改善については、本年7月に発生しました豪雨に対する対応を教訓に、泉河内川の河川及び隣接する用水路や道路からの濁流の浸入を防ぐとともに、浄水場内に降った雨などを迅速に排水する対策を講じたいと考えています。

このため、本定例会に実施設計に関する業務委託料を計上していますので、よろしくお願いたします。

次に、補正予算につきましては、議案4件を提案しています。

一般会計では、第3号の補正をお願いしています。既定の歳入歳出予算額に、補正額1億607万5,000円を追加し、予算の総額を65億1,689万7,000円と定めるものでございます。

また、JR桂川駅自由通路等整備事業を実施するに当たり、九州旅客鉄道株式会社と3カ年度にまたがる基本協定を締結する必要が生じたので、事業費総額11億7,151万1,000円のうち町負担額11億4,147万6,000円については、平成30年度から32年度までの継続費として設定しています。なお、元号につきましては便宜上、標記を「平成」とし、平成31年5月以降は新元号に読みかえてまいります。

補正予算の主なものは、歳入では、14款国庫支出金において、障がい者自立支援・障がい児通所支援に係る負担金や、善来寺保育園の保育所事務効率化に係る補助金、私立幼稚園への就園奨励に係る補助金を計上しています。

また、15款県支出金においては、国庫支出金と同様に障がい者自立支援・障がい児通所支援に係る負担金の追加計上、電子黒板活用に係る補助金を計上しています。

20款諸収入では、7月の豪雨災害に係る福岡県災害義援金の計上、また、21款町債では、町消防団第一分団瀬戸班の格納庫整備事業等に係る緊急防災・減災事業債や、7月豪雨災害に係る災害復旧事業債を追加計上しています。

一方、歳出予算では、人事院勧告に基づく職員人件費や人事異動等に伴う関係費目について整理をしています。

個別の案件では、2款総務費において、電算システムの新元号対応に係るデータ連携業務委託料を計上しています。

3款民生費では、歳入側で申しました福岡県災害義援金に伴う災害見舞金の給付や、善来寺保育園に対する事務効率化推進事業費補助金の計上、また、障がい者自立支援・障がい児通所支援

に係る扶助費の執行見込み額、福岡県後期高齢者医療広域連合からの通知による後期高齢者医療療養給付費負担金を計上しています。

次に、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金及び町消防団第一分団瀬戸班の格納庫建設工事の造成工事費の増などによる追加計上をしています。

10款教育費では、私立幼稚園就園奨励費補助金を対象者の増により追加計上しています。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

なお、本日、御提案します議案は、桂川町教育委員会教育長の任命に関する同意案件が1件、環境施設等広域化に関するもの4件、基本協定の締結に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの2件、平成30年度補正予算が4件、専決処分の報告が1件の計13件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

日程第4. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行についての当委員会の報告をいたします。

当委員会は、11月22日に開会されました初議会に関しての広報の編集及び発行についての協議を行いました。その結果、初議会の記事を掲載した桂川議会だより第22号を今月28日に発行することを決め、現在、準備を進めています。

当委員会では、桂川議会だより第22号及び第23号を発行するため、引き続き継続審査をお願いし、当委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 常任委員会委員の選任

- 議長（原中 政廣君） 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。竹本慶吉君を桂川町議会委員会条例第7条の規定により文教厚生委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、竹本慶吉君を文教厚生委員会委員に選任することに決定しました。

ここで文教厚生委員会の委員長及び副委員長の互選をします。

暫時休憩とします。

午前10時24分休憩

午前10時30分再開

- 議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

文教厚生委員会委員長には柴田正彦君、副委員長には大塚和佳君が選出されました。

日程第6. 議会運営委員会委員の選任

- 議長（原中 政廣君） 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。柴田正彦君を桂川町議会委員会条例第7条の規定により議会運営委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、柴田正彦君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意1件、議案11件、報告1件であります。

このうち同意第6号は、本日即決していただき、議案第28号から38号までの11件の議案は、本日質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。

なお、議案第28号から第38号までの議案は、12月11、12、14日の3日間、各常任委員会で審査をしていただき、12月17日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い順次上程いたします。

日程第7. 同意第6号

○議長（原中 政廣君） 同意第6号桂川町教育委員会教育長の任命について、同意を求める件を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第6号桂川町教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本件は、桂川町教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、教育長を務めていただいております瓜生郁義氏の任期が、平成30年12月17日をもって満了することに伴い、その後任について提案するものでございます。

後任の提案に先立ちまして、今回、任期満了に伴い御家庭の事情や御本人の意向があつて退任されます瓜生郁義氏は、平成26年4月から4年8カ月にわたり桂川町の教育行政の推進に御尽力をいただきました。この場をお借りしまして、衷心より厚く感謝申し上げます。

その後任として御提案していますのは、住所は桂川町大字土師2270番地28、氏名は大庭公正氏、昭和33年7月26日生まれの60歳でございます。

大庭氏は、昭和57年3月に日本体育大学体育学部を卒業され、昭和58年4月から当時の筑穂町立上穂波小学校を初め、管内の小学校教諭として子供たちの教育に精励されてこられました。

また、県教育長や飯塚市教育委員会勤務の経験もあり、昭和26年4月から2年間は、桂川小学校の校長として重責を果されるとともに、昭和28年4月からは筑豊教育事務所所長として筑豊地区の教育力向上にリーダーシップを発揮され、本年4月からは福岡県教育センターの副所長として教職員の資質向上に尽力されているところでございます。

なお、今回の選任に当たりましては、年度中途のことでもありますので、事前に県教育委員会の承諾をいただき、提案に至ったものでございます。

現在、学校教育現場が抱える課題は複雑多岐にわたり、地域や家庭と連携した学校づくりが求められています。

このような新たな時代に即した教育行政を展開するためには、経験に基づいた広い視野と強いリーダーシップが必要であります。

大庭氏は、バレーボールを得意とされるスポーツマンで、子供たちや保護者の信頼も厚く、真面目で心身ともに強い方と言えます。

教職員として、学校の教育現場で子供たちの教育に当たられてきた豊富な経験と福岡県教育長の職員として教育行政の実務に携わってこられた実績を持っておられる大庭氏は、本町の教育長

としてふさわしい方であり、大いに力を発揮していただけるものと期待をしています。

議員各位の御理解をいただき、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をしたりすることのないように御注意をお願いします。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号桂川町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（原中 政廣君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、北原裕丈君、8番、下川康弘君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。白票及び賛否の明らかでない投票は、否とみなし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（原中 政廣君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（原中 政廣君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

2番 林 英明議員

3番 柴田 正彦議員

4番 杉村 明彦議員
5番 大塚 和佳議員
6番 吉川紀代子議員
7番 北原 裕丈議員
8番 下川 康弘議員
9番 竹本 慶吉議員
10番 青柳 久善議員

○議長（原中 政廣君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。7番、北原裕丈君、8番、下川康弘君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（原中 政廣君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成9票、反対ゼロ票です。以上のおおりに、全員賛成です。したがって、同意第6号桂川町教育委員会教育長の任命については同意することに決定しました。

会場の入り口を開いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（原中 政廣君） ただいま桂川町教育委員会教育長として任命同意を受けられました大庭公正氏から御挨拶を受けたいと思います。

○（大庭 公正君） このたび議員の皆様方から教育長の任命についての御同意を賜りました大庭公正と申します。

本日、御同意を賜りましたこと、大変光栄に存じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いがしております。

現在、教育を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。このような中、桂川町の教育理念である時代を力強く生き抜くために、学び、つなぎ、そして、行動する、未来を開く人材の育成、この実現のため、子供たちに社会の変化に柔軟に対応できる実践力としての確かな学力、健やかな体、豊かな人間性、たくましさを育成することが大切だと考えております。

また、町民の皆様、お一人お一人が、豊かな心を持ち、健康で生きがいのある人生が送れるような生涯学習の振興を初め、スポーツ、レクリエーション活動の活性化や、地域の歴史や伝統を守り育てていくための芸術、文化の振興、人と人との触れ合いを通して人権が尊重される地域社会の創造に努めてまいり所存でございます。

結びになりますが、桂川町の教育の充実、発展のため、町民の皆様の代表であります議員の皆様

様方からの御支援を仰ぎながら、大変微力ではございますが、これまでの経験を生かし、県とのパイプを十分に活用し、その重責を果すべく心血を注いで邁進してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、まことにありがとうございました。（拍手）

日程第 8. 議案第 2 8 号

日程第 9. 議案第 2 9 号

日程第 1 0. 議案第 3 0 号

日程第 1 1. 議案第 3 1 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 2 8 号ふくおか県央環境広域施設組合の設立について、議案第 2 9 号飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について、議案第 3 0 号飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について、議案第 3 1 号飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産の処分について、以上の 4 件を一括議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第 2 8 号から議案 3 1 号までの 4 議案については、関連がありますので一括して提案させていただきます。

昨年 4 月 1 日に飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町、飯塚市・桂川町衛生施設組合、ふくおか県央環境施設組合の 2 市 2 町 2 組合で構成する環境施設等広域化に関する任意協議会を設置し、財政負担の軽減や環境負担の低減を図ることを目的として、環境施設等の広域化の協議を行ってまいりました。

任意協議会の協議の経過につきましては、これまで行政報告を含め随時報告を行ってまいりましたが、事前協議が整いましたので、新組合の設立、現組合の規約の変更、解散、解散に伴う財産処分について関係団体と正式に協議したいので地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 8 号ふくおか県央環境広域施設組合の設立について御説明いたします。

この議案は、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町のごみ処理施設最終処分場、し尿処理施設、火葬場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため別紙のとおり規約を定め、新組合を設立するためのものでございます。

6 ページをお願いいたします。

ふくおか県央環境広域施設組合の規約について御説明いたします。

第 1 条では、組合の名称をふくおか県央環境広域施設組合としております。

第2条では、組合は、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町をもって組織し、第3条で、ごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設、火葬場の設置管理及び運営に関する事、これらの事務の相互連絡調整に関する事を共同で処理する事務としております。なお、ごみ処理施設と最終処分場に係る事務については、小竹町は含んでおりません。

第4条の事務所の位置は、現在の飯塚市・桂川町衛生施設組合の事務所のある飯塚市楽市728番地1としております。

第5条から8条までは、議会の組織、議員の選挙の方法、議員の任期、議長、副議長、議決の特例を定めたもので、議員の定数を15人とし、関係市町の定数は飯塚市8人、嘉麻市3人、桂川町2人、小竹町2人として、関係市町の議会において互選されたもので、その任期は各市町の議員の任期としております。また、組合議員のうちから、議長、副議長、各1人を互選するものとしております。ごみ処理施設と最終処分場の事務については、小竹町が共同処理となっておりますので、現在のふくおか県央と同様に議決の方法について特例を定めております。

第9条から12条までは執行機関の組織と選任の方法、任期、職務権限、組合の職員について定めたもので、組合には組合長1人、副組合長3人を各市町の長の中から互選し、任期は各市町の長の任期としております。組合には、会計管理者を組合長の補助機関である職員の中から1人を置き、組合に必要な職員の任免は組合長が行うとしております。

第13条では、監査委員は識見を有する者と組合議員からそれぞれ1人を選任するものとしております。

第14条、15条では、組合の経費の支弁方法、負担金を定めたもので、各市町の負担金は別表で算出して得た額を負担するものとしております。

附則の1では、この規約は平成31年4月1日から施行するものとしております。

附則の2では、平成31年3月31日をもって解散する飯塚市・桂川町衛生施設組合とふくおか県央環境施設組合の財産及び事務を承継するものとしております。

別表では、各市町の負担割合を定めたもので、負担金については現状の負担割合のままを基本としておりますので、施設ごとにこれまでの負担割合で定めております。

なお、別表の1の議会及び総務に関する経費については、2つの組合が統合されることにより議会、総務に関する経費は共通経費となり、これまでの負担割合で算出することが困難なことから、前年度負担額、当該年度経費と前年度経費に差額が生じた場合は、その差額を人口割としております。

備考の1については、新組合の設置を平成31年度からとしておりますので、別表の1の議会及び総務に関する経費の負担割合の欄で前年度負担額とあるのは、前年度に関係市町がこの項の経費区分に係るものとして負担した額と、前年度経費とあるのは、前年度にこの項の経費区分に

要した経費の額と読みかえ、30年度に各市町が負担した額、または経費の額となります。その他の備考については、現在の負担割合のままを基本としていることから、現状にあわせた内容に定めております。

次に、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第29号飯塚市・桂川町衛生施設組合格約の変更について御説明いたします。

この議案は、飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散時に、新しく設立する組合がその事務を継承し、30年度の決算については、新しい組合長が監査員の意見をつけて議会の認定に付することとするために、現規約を変更するものでございます。

議案書13ページをお願いいたします。

議案第30号飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について御説明いたします。

この議案は、現組合を平成31年3月31日限りで解散させるために、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第31号飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について御説明いたします。

この議案は、先ほど御説明いたしました議案第30号の現組合の解散に伴い現組合の財産は、全て新しく設立する組合に帰属させるというものでございます。その財産は、議案書16ページと17ページの財産目録に、土地、建物、基金、物品、債務負担行為としてあらわしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。

2点ほど質問させていただきます。

まず、この統合によるメリット・デメリットを具体的にお聞かせください。

次に、現在の議員の人数、そして、今度15人になるということですから、人数が事前に課長に聞いたときに減るといふふうに聞いております。そんなときに、仕事の量としては減るといふふうに私は理解しておりません。膨大な仕事をするのにこういう人員を減らして、チェック機能が低下しないかということをお私は大変危惧しております。そこのところを答弁お願いします。答弁、お答えください。

○議長（原中 政廣君） 課長、横山課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 吉川議員の御質問にお答えしたいと思います。

メリットにつきましては、一つの組合で全ての施設を一元的に管理することにより、広域処理

体制の実現を一体的に進めていくことが大きなメリットになるかと思えます。施設が集約されることにより、維持管理費や将来的な施設建設等を単独で行うよりも、大幅な財政の縮減が見込めるといことがまた上げられると思えます。

デメリットと関しましては、今後、統合におきまして、自治体間で今、処理手数料や区分等が変わっているところがありますので、その再検討ということが上がってくるかと思っております。

以上です。

2点目の組合の議員等につきましては、こちらのほうの3名から2名になるにつきましては、組合議員の全員協議会を2回開き、その中で議員ともども確認をさせていただきました。3名とか、いろいろ御意見は出ましたけども、施設を統合するに当たり、現定数はやはり削減していくべきではないかということで定数15ということから始まり、その他は人口割合ということできさせていただきました。

1名という、人口割合ですと桂川町1名という御意見も出てきましたけども、1名でありますと、議員が欠席となった場合、桂川町の意見が反映されないということから、最低2名ということで協議を行わせていただき、結論的に今回上程させていただいた内容のようになっております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。（「済みません」と呼ぶ者あり）これは、この後、文教厚生委員会に付託しますので、そして、詳しい内容と細かいチェックもやりますので、よろしいですか。

ほかにありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま一括議題となっております議案第28号、29号、30号、31号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

それでは、1時間たちましたので、10分間、暫時休憩をいたします。11時10分より再開します。暫時休憩。

午前11時01分休憩

午前11時09分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第 1 2 . 議案第 3 2 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 3 2 号基本協定書の締結についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案書 1 8 ページをお開きください。

議案第 3 2 号について説明いたします。

本議案は、基本協定書の締結についてでございます。

社会資本整備総合交付金事業、桂川駅自由通路等整備工事について基本協定書を締結するものです。

1、工事名、桂川駅自由通路等整備工事。工事箇所、桂川町豆田地内。J R 筑豊本線桂川駅。期間、協定締結の日から平成 3 2 年度まで。協定額 1 1 億 7, 1 5 1 万 1, 0 0 0 円。相手方、住所、福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 5 番 2 1 号。氏名、九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長青柳俊彦。

理由につきましては、桂川駅自由通路等整備工事について、九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長青柳俊彦を相手方として基本協定を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（第 2 条）の規定により町議会の議決をお願いするものでございます。

議案書 1 9 ページの参考資料 1 をお開きください。

協定書の概要について御説明いたします。

1、工事名と 3、相手方は先ほど申し上げましたので省略いたします。

2、仮協定締結日、平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日、金曜日。

4、工事の費用、予算総額、消費税を含む 1 1 億 7, 1 5 1 万 1, 0 0 0 円。

5、費用負担は、桂川町 1 1 億 4, 1 4 7 万 6, 0 0 0 円、九州旅客鉄道株式会社 3, 0 0 3 万 5, 0 0 0 円でございます。

工事の内容につきましては、都市施設、桂川町所有物になりますが、都市施設の構造物としてエレベーター 2 基を含む自由通路、公衆トイレ、多目的室、観光交流施設、鉄道施設、J R 所有の構造物として駅本屋、エレベーター 2 基を含む跨線橋、ホーム上屋等を建設いたします。

契約の方法は、随意契約でございます。

次に、工事の概要について図面を用いて説明いたします。

プロジェクターを使って説明いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、座って説明させていただきます。

議案書 2 0 ページの参考資料 2 をお開きください。

位置図でございます。皆さん、御承知とは思いますが、桂川駅の自由通路でございますので、

協定箇所はこの場所になります。

次に、21ページ、参考資料3をお開きください。

こちらは、平面図でございます。もう少し先ほどの位置図よりも拡大したものでございまして、こちら側が下側が北、上側が南となります。南側に示しておりますこの道路が、山崎上深町線、いわゆる桂川駅南側道路でございます。

自由通路につきましては、桂川駅のこの位置が自由通路になります。自由通路建設に伴いまして、駅舎についても改築いたします。これが2階建て駅舎になりまして、この位置になります。そして、駅改札内の構内跨線橋がこの部分になります。そして、ホームにおりる階段というふうな、このような位置関係になっております。

これを次に、イメージしていただくためにパースを御紹介いたします。

こちらのパースは、この道が今の桂川駅北側の駅前道路の部分になります。そして、ここ少し赤く塗っておりますが、ここがバス、タクシーの回転場となっております。

そして、この位置が今桂川駅の横にある店舗でございます。この店舗がそのまま残る予定でございます。そして、この位置が駅の真ん前のロータリーでございます。

新しく、じゃ自由通路はどうなりますかと申しますと、自由通路の北側のエレベーター棟がこのベンガラ、ちょっと赤茶色のタワーが見えますが、この部分がエレベーターになります。

その手前側、ここが駅舎2階の2階建て駅舎ということになります。手前に見えておりますのが、駅改札内の跨線橋でございます。こちら側がホームにおりる階段ですね。下に電車見えていますが、これは飯塚方面に向かう電車が示されております。

自由通路は、この跨線橋の向こう側ですね。ちょっと陰に隠れていますが、これが自由通路の部分になります。

これを北口正面から見たパースを御紹介いたします。

これは、北口正面から見た新しい自由通路と駅舎の姿でございます。先ほど申しました自由通路のエレベーター棟がこの部分でございます。そして、自由通路に上がる北側の階段が折り返し階段、そして、この部分が自由通路ということで、ここでJRの線路をまたいで南側のほうに行く形になります。そして、この部分が2階建て駅舎の部分でございます。

1階には、町の施設といたしまして、公衆便所、それと、その右側に多目的室、観光交流施設を計画しております。

続いて、全体配置図、今のイメージを持っていただきまして、全体配置図、議案書22ページをお願いいたします。

今申しました、まず都市施設、桂川町所有の部分になるんですが、自由通路、この黄色の枠で囲った部分が自由通路となります。

そして、公衆トイレが1階のこの部分、そして、観光交流施設がその右側、多目的室という名目で計画しております。

そして、鉄道施設JR所有ですが、駅本屋これがこの部分、2階建て駅舎ということになります。

そして、跨線橋、ホームにおりる階段、そして、ホーム上屋等ということで、ホームの屋根も部分的に支障になりますのでつくりかえることとなります。

エレベーターの位置ですが、エレベーターは、自由通路のエレベーターは北側は、この位置、そして、南側は、この位置、エレベーター2基計画しております。

2階の改札口は、大体このあたりになります。改札口入って駅におりるエレベーターにつきましては、この位置、飯塚方に向かう、ホームにおりるエレベーターはこの位置になります。そして、博多側のほうに向かう、吉塚側に向かうエレベーターの位置はこの位置になる予定でございます。

次に、議案書23ページ、参考資料5をお開きください。

駅舎の立面図でございます。まず、こちら側が東立面図ということで、飯塚側から吉塚方面を向いたときに見える駅舎及び跨線橋の姿絵でございます。

2階の駅フロアまでの高さが8.15m、そして、屋根の天井、屋根までの高さが地上から12.85mとなっております。

次に、北側立面図ですね。これは、桂川駅の北側から、正面から見た先ほどの絵と同じものでございます。緑で書いているのは、町の施設ということで自由通路、エレベーター、それから、ここが公衆トイレ、ここが観光交流施設という部分になってまいります。そして、2階建て駅舎ということになります。

左下の図面が、西立面図ということで、吉塚側から飯塚方面に見た場合ですね、こちら側が1番ホーム、飯塚側に行く場合のホーム、こちら側が博多側に行く場合のホームということで、ここが構内跨線橋で、ここがエレベーターの入り口となっております。

右下の図面になります。南立面図ということで、これは桂川駅の南側から見た駅舎の断面でございます。この緑で書いてあるところが、自由通路の部分になってまいります。

次に、議案書24ページ、参考資料6をお願いいたします。

こちらは、自由通路の立面図でございます。自由通路桁長40m、ここからここまでですね。桁長40mの自由通路となります。そして、こちら側が南側のおりる階段、そして、こちら側が南側のエレベーター棟でございます。こちらが駅舎の2階の部分になってくるんですが、その部分の自由通路の部分と。そして、この部分が自由通路の階段部分となります。この青で書いてあるのは、駅舎から1番ホームにおりる階段ですので、JRの施設なので水色で着色しております。

上側が駅南側の、2番ホームから駅の南側を見たときの立面図でございます。直階段、真っすぐな階段でおりるようになっております。こちら側がエレベーター棟でございます。

次に、自由通路の全体一般図でございます。先ほども申し上げましたが、桁長40mの自由通路でございます。下部工は、橋脚がここ2基メインのところはございます。基礎につきましては、場所打ちぐいの直径が2mの場所打ちぐいの基礎になっております。

そして、こちらの右側の自由通路の断面図でございますが、有効幅員は幅2.5m、高さは3mの自由通路の中の空間になっております。この部分が自由通路の桁ですね。鉄の構桁で計画されております。横には、メンテナンスデッキということで、今後の維持補修のための点検通路が設けてあります。

最後に、自由通路の中のイメージパースの御紹介で終わりたいと思います。

このように幅が2.5m、高さが3mの空間でございます。あとは点字誘導ブロックや2段手すり、バリアフリーの対応ということで計画しております。

図面による説明は以上でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

済みません。今、説明の中でちょっとなかったんじゃないかなと思うのが、自由通路の側面は今絵を、このあれを見ると、外が見えるようになっているんですけど、あれはガラスになっているのかな、どうなっているのかな。塀がきれいになっているのかな、それとも何もないで吹きっさらし、まさかそんなことないだろうけど。そこのところを何か私が聞き落としかもしれませんが、なかったような気がしますので、お願いします。

○議長（原中 政廣君） その1点のみでよろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい、はい。

○議長（原中 政廣君） 課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 6番、吉川議員の御質問にお答えいたします。

自由通路の横ですが、ガラス張りになっております。上のほう、少しすき間はあいている状態で完全に密閉ではなく、上のほうに少しすき間があるようなガラスの壁ということで計画しております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第33号

○議長（原中 政廣君） 議案第33号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案書26ページをお開きください。

議案第33号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案の提案理由といたしまして、本年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、本町の一般職に属する職員の給料月額及び勤勉手当の支給率の改正等を行うため、桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

次の27ページをお開きください。

桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。本件における主な改正内容は、職員の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を現行の1.8月分から1.85月分に改め、また、本条例に規定する一般職給料表を平均で0.2%引き上げる改正を行うものでございます。

具体的には、第18条第2項第1号では、再任用短期勤務職員以外の職員の12月に支給する勤勉手当の支給月数を改正前の100分の90から100分の95に、同項第2号では、再任用短時間勤務職員の12月に支給する勤勉手当の支給月数を改正前の100分の42.5から100分の47.5に改めるものでございます。

附則第6項は、55歳以上の職員に係る勤勉手当を減ずる額の調整について定めたものでございます。

また、27ページから31ページにかけて改正後の別表第1、一般職給料表を掲載いたしております。

31ページ、後段の第2条につきましては、平成31年度以降の勤勉手当の支給月数等について定めております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済みません。ちょっと最後のところがちょっと聞き取りにくかったので、附則のところでは第2条のところで平成何年の4月1日からおっしゃいましたかね。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 附則といたしまして、この条例は、基本的には公布の日から施行し、第2条ですね、31ページに掲載しております第2条の規定は平成31年4月1日から施行ということでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第34号

○議長（原中 政廣君） 議案第34号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案書33ページをお開きください。

議案第34号について説明いたします。

本議案は、桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしまして、町営住宅二反田団地A棟及び集会場を建設したことに伴いまして、住棟及び集会所を追加したこと、並びに駐車場を整備したことに伴う管理に関する項目を条例で定める必要が生じました。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行により公営住宅法が一部改正されたことに伴い、町営住宅の入居者のうち認知症であるもの等の収入申告義務の免除について条例で定める必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

議案書34ページをお開きください。

内容につきましては、34ページから38ページにわたっていますが、主な改正内容について説明いたします。改正点は、大きく分けて2つございます。1つ目は、収入申告義務の免除、2つ目は、二反田団地A棟建設に係る駐車場の管理及び施設名称の追加でございます。

まず、収入申告義務の免除について説明いたします。

改正の趣旨といたしまして、平成27年度の地方分権改革提案において、社会的弱者への対応の観点から今後増加する単身の認知症患者について、本人の申告によらず市町村長等による代理申告が可能となるよう制度改正を提案するという旨の提案がありました。

この提案について国が検討した結果、認知症である者などの収入申告義務を免除し、事業主体、つまり町が調査して把握した収入に応じて家賃を決定することは地方の自主性を尊重して事務事業を実施していく観点からも必要な制度改正であるものとしております。

これを受けて公営住宅法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、平成29年公布されました。

このような背景のもと、桂川町営住宅条例も一部改正する必要が生じました。

条例の該当箇所は、第16条及び第31条です。町営住宅の使用料は、入居者の収入に応じて変動するものとなっており、入居者は毎年町に収入を申告しなければなりません。入居者が認知症である者や知的障がい者等の場合に限り、収入の申告が困難な事情があると認めるときは、収入の申告を免除し、町が当該入居者の収入を書類の閲覧請求などの方法により把握することができるものでございます。

次に、駐車場の管理でございます。該当箇所は、第6章、第55条から第65条です。

新たに建設した二反田団地A棟に1戸に1区画、合計30区画の駐車場を整備いたしましたので、その管理について定めるものでございます。

主な内容は、使用者は、町営住宅の入居者または同居者であること。駐車場の使用の申し込みをしなければならないこと。使用料は、1区画につき消費税込みで月額1,000円とすることなどでございます。

最後に、施設の名称の追加でございます。

桂川町が設置している町営住宅の一覧を別表第1に示しており、今回、新たに設置した二反田団地A棟、二反田団地集会所、二反田団地A棟駐車場を追加するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 1点質問させていただきます。

駐車場を利用するときには、この申し込まなくてはいけない金額も教えていただきました。そのときに、この保証金を積まなくちゃいけないんですね。その保証金は、この町営住宅を退去するときには返ってくるんですか。

○議長（原中 政廣君） 手を挙げて。小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 保証金につきましては、退去時に返金するようになっております。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい、はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第35号

○議長（原中 政廣君） 議案第35号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） まず初めに、本議案以降で説明いたします補正予算書の説明において、補正予算書とタブレットの標記ページが1ページずれておりますので、補正予算書、紙のほうのページの読み上げのみで説明いたしますので、御了承をよろしくお願いいたします。

それでは、議案書39ページ、議案第35号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

提案理由といたしまして、平成30年度桂川町一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億607万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,689万7,000円に定めようとするものです。

第2条の継続費につきましては、第2表、継続費により説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表の継続費については、8款3項都市計画費の桂川駅自由通路等整備事業において、平成30年度から32年度までの総額を11億4,147万6,000円と定めるものです。

6ページに参考として継続費の年度ごとの支出額及び支出予定額等に関する調書をつけております。

7ページをお開きください。第3表、地方債補正でございます。

掲載いたしております2件の記載の限度額の変更は、対象事業費の変更等によるものです。

次に、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。10款1項1目地方交付税3,486万5,000円の追加は、普通交付税による財源調整を行っております。補正後の地方交付税の総額18億3,199万4,000円の内訳は、普通交付税が16億3,199万4,000円、特別交付税が2億円で、財源留保見込み額は1,309万2,000円となるものです。

次の12ページ。

14款1項1目民生費国庫負担金3,281万9,000円の追加は、障がい者自立支援給付費、障がい者通所支援給付費の増等によるもの、次の13ページ、2項2目、民生費国庫補助金50万円の追加は、保育対策総合支援事業費国庫補助金の計上によるもの、次の5目教育費国庫補助金39万9,000円の追加は、私立就園奨励費の増によるもの、次の14ページ、15款1項1目民生費県負担金1,640万9,000円の追加は、障がい者自立支援給付費、障がい者通所支援給付費の増等によるもの、次の15ページ、2項7目教育費県補助金2万円の追加は、電子黒板活用実証研究費県補助金の計上によるもの、次の16ページ、20款4項2目雑入96万3,000円の追加は、福岡県災害義援金の計上によるもの、次の17ページ、21款1項1目総務債20万円は、全国瞬時警報システム更新事業債の増によるもの、次の4目消防債620万円の追加は、消防格納庫整備事業の増によるもの、次の7目災害復旧事業債1,370万円の追加は、公共土木施設単独災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債の計上によるものでございます。

次の18ページからは歳出でございます。

歳出予算におきましては、職員人件費全般につきまして、人事院勧告に基づくものや本年10月の人事異動等に伴う関係費目につきまして整理をいたしております。

それでは、内容について説明いたします。

18ページ、1款1項1目議会費3万7,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の19ページ、2款1項1目一般管理費84万5,000円の追加も職員人件費の整理によるものです。

9目電算管理費51万9,000円の追加は、新元号対応データ連携業務委託料の計上によるもの、次の12目防災諸費21万6,000円の追加は、全国瞬時警報システム更新工事の増によるものです。

次の20ページ、2款2項1目税務総務費79万3,000円の追加、次の21ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費23万3,000円の追加、次の22ページ、6項1目監査委員費3万1,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の23ページ、3款1項1目社会福祉総務費173万9,000円の追加は、職員人件費の整理及び7月豪雨災害における災害見舞金の計上によるもの、次の2目障がい者福祉費8,881万3,000円の追加は、障がい者自立支援給付費の増及び障がい児通所支援給付費サービス給付に係る報酬改定による影響によるもの、次の24ページ、前年度障がい者自立支援給付費国県負担金等の返還金の決定によるものです。

次の3目老人福祉費167万4,000円の追加は、職員人件費の整理及び後期高齢者医療、療養給付費負担金の決定によるものです。

次の4目重度障がい者医療費28万9,000円の追加は、前年度重度障がい者医療費県補助金の返還金の決定によるもの、次の25ページ、10目地域包括支援センター事業費3万円の追加は、職員人件費の整理によるもの、次の26ページ、2項1目児童福祉総務費100万円の追加は、善来寺保育園に対する事務効率化推進事業費補助金の計上によるもの、4目子育て支援費97万4,000円の追加及び5目土師保育所費179万9,000円の減額、次の27ページ、6目吉隈保育所費33万9,000円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

次の28ページ、3項1目国民年金費171万4,000円の減額は、職員人件費の整理によるもの、次の29ページ、4項1目同和対策総務費22万7,000円の追加は、吉隈2区集会所フェンス撤去修繕費の計上によるもの、次の2目人権センター運営費2万5,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の30ページ、4款1項1目保健衛生総務費72万4,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、次の4目健康づくり推進費8万5,000円の追加は、各事業費の前年度国及び県補助金返還金の計上によるものです。

次の31ページ、5款1項1目失業対策総務費3万4,000円の追加、次の32ページ、6款1項2目農業総務費8万9,000円の追加、次の6目農地費6万1,000円の追加、次の33ページ、7款1項1目商工総務費3万1,000円の追加、次の34ページ、8款2項1目道路橋梁総務費23万2,000円の追加、次の35ページ、3項1目都市計画総務費1万9,000円の減額、次の36ページ、4項1目住宅管理費3万6,000円の追加、次の2目住宅建設費3万1,000円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

9款1項1目非常備消防費61万8,000円の追加は、飯塚地区消防組合負担金の決定によるもの、次の2目消防施設費629万6,000円の追加は、瀬戸班消防格納庫建設工事の増によるものです。

10款1項2目事務局費105万6,000円の追加は、職員人件費の整理及び私立幼稚園就園奨励費補助金の増によるもの、次の39ページ、4項2目桂川中学校教育振興費は電子黒板活用実証研究費県補助金2万円の充当による財源組み替えを行っております。

次の40ページ、5項1目桂川幼稚園費15万2,000円の追加、次の41ページ、6項1目共同調理場費16万5,000円の追加、次の42ページ7項1目社会教育総務費17万4,000円の追加、6目王塚装飾古墳館費9万2,000円の追加、7款図書館費3万2,000円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

次の44ページ、8項3目総合体育館費41万5,000円の追加は、職員人件費の整理及び夏の猛暑の影響による光熱水費等の増によるものです。

次の45ページ、11款2項1目農業災害復旧費150万円の追加は、災害復旧事務の超過勤務手当の増によるもの、次の46ページ、3項1目道路橋梁災害復旧費は、歳入で説明しました公共土木施設単独災害復旧事業債の充当による財源組み替えを計上しております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 2点ほど質問します。

23ページ、3款1項1目で173万1,000円の内訳のうちに災害見舞金として96万4,000円の計上がなされておりますけれど、この災害見舞金というのは、災害に遭われた方、これは何件分で、直接この額が全部行くということですよ。

○議長（原中 政廣君） 一緒にもう1件いいです。

○議員（6番 吉川紀代子君） それとあと一ついいですか。

○議長（原中 政廣君） はい。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私の聞き間違いかもしれませんが、30ページで4款1項4目のところで、健康づくり推進費のところで、ここでは8万5,000円の計上がなされておりますけれど、先ほどの課長の説明のとき1万5,000円というふうに聞こえました。もし私の聞き間違いであればあれですけど、これ調べてみてください。もし1万5,000円とおっしゃったんだしたら、こことちょっと違うと思います。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 2点目は再度確認します。

1点目の質問に対して、原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 災害見舞い給付金ですけれども、件数ですね。件数については、ちょっと所管のほう、よろしいですか。済みません。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 吉川議員の御質問にお答えします。

この災害義援金につきましては、福岡県の基準に基づきまして配分が行われておりまして、桂川町におきましては3世帯分でございます。半壊が1世帯と一部損壊が2世帯、この分で県の基準に基づきまして義援金に来ておりまして、この配分につきましては、近々に配分委員会を開きまして、決定し速やかに交付する予定にしております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 30ページの衛生費健康づくり推進費ですね。私が8万5,000円と読み上げたつもりなんですけれども、8万5,000円が正しいということで。

○議員（6番 吉川紀代子君） 聞き間違いだったかもわからないけど、そういうふう聞こえたので、もう一度確認をということでお願いしました。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第36号

○議長（原中 政廣君） 議案第36号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第36号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の40ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,079万6,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款1項1目保険給付費等交付金27万9,000円の増額は、財源調整によりお願いしております。

7ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金20万3,000円の増額は、担当職員の人件費等の調整によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費20万3,000円の増額は、人事院勧告等に伴う担当職員の人件費等の調整によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

3款1項2目退職被保険者等医療給付費分は、確定により21万6,000円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

同じく、3款1項2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、確定により6万3,000円の増額をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） お諮りします。このまま会議を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第36号は、会期中、文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第37号

○議長（原中 政廣君） 議案第37号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第37号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,419万9,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款1項1目事務費繰入金8万9,000円の増額は、担当職員の人件費等の調整によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費8万9,000円の増額は、人事院勧告等に伴う担当職員の手当等の調整によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第38号

○議長（原中 政廣君） 議案第38号平成30年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 議案第38号について御説明申し上げます。

議案書の42ページをお願いします。

本議案は、平成30年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

既に、お手元に配付しております補正予算書にて御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出でございます。この予算は、当初予算の第3条で定めた予算で、その補正を今回お願いいたしております。

今回、収入におきまして補正はございません。

支出におきましては、1款水道事業費用の既決予定額から営業費用の78万8,000円の増額をお願いし、補正後の額を2億1,264万5,000円に定めようとするものでございます。

内容についての説明は、3ページの補正予算説明書にて御説明させていただきます。

3ページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出についてでございます。

第1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の56万7,000円の増額については、人事院勧告に伴う人件費の増額及び土師浄水場豪雨対策工事実施設計業務委託の委託料を予算計上させていただいております。

同じく、2目配水及び給水費の9万7,000円の増額、同じく、4目総掛かり費の12万4,000円の増額については、人事院勧告に伴う職員人件費の増額でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第19. 報告第6号

○議長（原中 政廣君） 報告第6号貸付金の支払請求に伴う訴えの提起の専決処分についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案書43ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分の報告についてでございます。

貸付金の支払請求に伴う訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年10月17日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に御報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。事件名は、貸付金請求事件で、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金の支払いを求めため、訴えの提起をしたものでございます。

訴訟の相手方は、主債務者の相続人の3名でございます。請求の趣旨は、町は相手方に対し貸付金の返済が遅滞しているため未納の返還金等の支払いを請求するものでございます。

請求の原因は、主債務者は平成21年6月ごろから分割償還がなくなり、その後、死亡されております。支払いが滞っていることから、相続人全員に対し催促等を重ねましたが、支払い及び連絡がないため、訴えの提起をしたものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

報告第6号貸付金の支払請求に伴う訴えの提起の専決処分についてを終わります。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程全部終了しました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後0時08分散会
